

電子提供措置の開始日 2025年2月5日

第28回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制
の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略
しています。

株式会社オプロ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス遵守の体制を構築しております。
2. 取締役及び使用人の職務の執行の適正性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査人が内部監査業務を実施し、業務が法令、定款及び社内規程を遵守しているかを監査し、代表取締役社長及び監査役会に適宜報告しております。当該違反行為を発見した場合は、再度監査業務を実施し、是正を図るとともに再発防止策を実施いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録等の情報は文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し、適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、有事の際に迅速かつ適切に対応すべく、リスク・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を実施統括責任者として四半期に1度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、常勤取締役、常勤監査役、内部監査人とともにリスクの抽出及び見直し、リスクが顕在化した際の影響及びリスクの顕在化の頻度の分析、リスク対応策の検討、対外的に公表すべきリスクの開示内容の精査等を行い、全社横断的なコンプライアンス体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
2. 取締役及び執行役員、部門長による会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された予算や戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況について議論し、意思決定を行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役会の職務を補助すべき使用者（以下「補助使用者」という）については、監査役会の依頼により、取締役との協議により必要に応じて補助使用者を配置します。

⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役会の求めにより補助使用者を配置した場合は、監査役会の補助業務を遂行する限度において監査役会の指揮命令のみに服し、監査役以外の取締役等から指揮命令を受けないこととします。また、補助使用者の人事異動に関しては、監査役会は取締役と協議し同意を得るものとします。

⑦ 監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会のほか業務執行状況の報告会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役及び使用人に説明を求めることができます。
2. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす可能性のある事項、経営状況のうち重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項、法令・定款・社内規程・コンプライアンス違反、その他、重要事項を報告します。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役社長との間で定期的に意見交換会議を行い、会社運営に関する意見の交換等を行っております。
2. 監査役は、内部監査人と定期的に連携をとり、情報交換を行っております。また、監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等、社外の専門家と協議することができるものとします。

⑪ 反社会的勢力の排除のための体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で拒絶することを徹底し、必要に応じ民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとします。また、反社会的勢力の排除に関して外部機関と連携し、情報収集を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、四半期に1度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス遵守状況を報告しているほか、取締役及び使用人に対し、社内研修での教育を行う等、法令・定款及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ② 当社は、内部統制システムの整備・運用状況を当社の内部監査人が評価するほか、監査法人による監査を受け、適宜改善を進めております。
- ③ 当社では独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査人が業務プロセスの適正な実施状況や社内規程の遵守状況を監査し、経営の合理化及び能率の増進を目的として、内部監査を行っております。なお、内部監査人は事故の所属する部門の監査はできないものとしており、代表取締役社長が他部門より担当者を任命し、相互に牽制する体制を構築しております。内部監査人は、監査役と連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適切な指摘と改善報告を行っております。
- ④ 当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合計		
当 期 首 残 高	98,000	—	—	59,252	59,252	157,252	157,252
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	—	—	—	150,872	150,872	150,872	150,872
新 株 の 発 行	385,650	385,650	385,650	—	—	771,300	771,300
当 期 変 動 額 合 計	385,650	386,650	385,650	150,872	150,872	922,173	922,173
当 期 末 残 高	483,650	385,650	385,650	210,125	210,125	1,079,425	1,079,425

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備 7年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

クラウドサービス事業においては、主にクラウド方式によるサービスの提供及び帳票アプリケーションの開発を行っております。サービスの提供の主な履行義務は、クラウドサービスの提供であり、契約期間にわたり履行義務が充足されることから、提供期間にわたって収益を認識しております。帳票アプリケーションの開発の主な履行義務は、顧客要望に応じて独自の帳票を出力することが可能となるアプリケーションの開発であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積は、発生した工数が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、当事業年度までに発生した実工数が予想される総工数に占める割合に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を測定しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短期であり、金額に重要性がない場合は、顧客の検収時点におい

て収益を認識しております。

(5) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 中小企業退職金共済

従業員が受ける退職金にあてるため、中小企業退職金共済法に基づく、中小企業退職金共済制度に加入しております。

なお、掛金は支出時に費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 32,293千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来の中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当該事業計画の主要な仮定は、A R R成長率、解約率等の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための人員増加、広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	37,420千円
----------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,285,300株
------	------------

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	143,850株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	23,291千円
ソフトウエア	6,137千円
未払事業税	5,310千円
その他	6,063千円
繰延税金資産小計	40,802千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,509千円
評価性引当額小計	△8,509千円
繰延税金資産合計	32,293千円
繰延税金資産純額	32,293千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
ストック売上	1,797,242
フロー売上	307,442
顧客との契約から生じる収益	2,104,685
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,104,685

(注) ストック売上とは、総売上のうちクラウドのライセンス利用料売上や製品保守売上といった将来的に継続する可能性の高い売上を指し、フロー売上とは、総売上のうちクラウドの初期費用売上や製品売上といった一回売り切りの売上を指します。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,825
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	28,895
契約資産（期首残高）	48,693
契約資産（期末残高）	38,326
契約負債（期首残高）	656,650
契約負債（期末残高）	874,224

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、

前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は636,046千円であります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	861,555
1年超2年以内	10,695
2年超3年以内	1,423
3年超4年以内	513
4年超	36
合計	874,224

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等金融機関からの借入による資金の調達を検討しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建の預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日となっており、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先別に回収期日及び残高を管理し、与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、貸主及び取引先の財務状況の悪化等による信用リスクの調査を含め、回収懸念債権の早期発見及び把握に努めており、債権の保全を図っております。

2. 市場リスク（為替の変動リスク・金利変動リスク）の管理

当社は為替相場の状況を踏まえ、一定期間における確実性の高い外貨建て取引量を基準として、適宜、決済通貨を調達し保有しています。

また、金利動向を十分に把握し、資金調達に関する金利変動リスクを管理する方針であります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
敷金及び保証金	86,774千円	85,744千円	△1,030千円
資産計	86,774	85,744	△1,030

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 及 び 預 金	1,766,770千円	—	—	—
売 掛 金	28,895	—	—	—
敷 金 及 び 保 証 金	—	86,774千円	—	—
合 計	1,795,665	86,774	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷 金 及 び 保 証 金	—	85,744千円	—	85,744千円
資 産 計	—	85,744	—	85,744

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 1. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 472円33銭

(2) 1株当たりの当期純利益 83円16銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

1 2. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。